

おくやみハンドブック

瀬戸市役所

開庁時間 9時00分から16時00分
土日祝及び年末年始除く

電話番号 0561-82-7111(代表)

〒489-8701
愛知県瀬戸市追分町64番地の1

おくやみハンドブックについて

本冊子は、瀬戸市に住所がある方がお亡くなりになった場合の市役所等での主な手続きについてご案内しております。必要なお手続きについて、以下の手順でご確認ください。

1	「手続き一覧」(2～3ページ)にて、亡くなられた方に該当するお手続きをご確認ください。
2	「手続き一覧」で該当したお手続きの詳細を、本冊子の掲載ページにてご確認ください。

※亡くなられた方の状況により、本冊子に記載のない手続きが必要になる場合がございます。
※掲載内容は、発行時点のものです。発行後、制度改正等により内容が変更になる場合もございますので、ご了承ください。

死亡届について、以下の情報は亡くなられた方の本籍地や住所地への問い合わせ時に必要となる場合がございますので、ご記載ください。

◇届出市区町村 _____ ◇届出日 _____ / _____ / _____ ◇届出人 _____

～MEMO～

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

	該当事項	該当	ご覧いただく箇所	受付窓口
住民関係	印鑑登録をしている	☐	4 ページ 印鑑登録証	市民課 市民係
保険	国民健康保険に加入している	☐	4 ページ 国民健康保険	国保年金課 給付係
	社会保険に加入している	☐	5 ページ 社会保険	手続内容によります。
	後期高齢者医療制度に加入している	☐	5～6 ページ 後期高齢者医療制度	
福祉医療	以下いずれかの助成制度の対象者 子ども医療、心身障害者医療、母子・父子家庭等医療、 精神障害者医療、後期高齢者福祉医療	☐	7 ページ 福祉医療	国保年金課 医療福祉係
	18 歳以下の方がいる世帯	☐		
特定医療	特定医療費受給者証を持っている	☐	7 ページ 難病法に基づく特定医療	瀬戸保健所
年金	以下いずれかの年金の受給者 国民年金（老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・寡婦年金等）、厚生年金（加入者含む）、共済年金（加入者含む）、農業者年金（加入者含む）、恩給	☐	8 ページ 年金	手続内容によります。
	国民年金保険料を納付したが、年金を受給していない	☐		
介護保険	65 歳以上の方または要介護認定を受けている（認定申請中含む）	☐	9 ページ 介護保険	高齢者福祉課 介護保険料係
障害	以下のいずれかを持っている 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証	☐		
	以下いずれかの対象者 愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当等の受給者 特別児童扶養手当の受給者または対象者	☐	9～10 ページ 障害のある方	社会福祉課 障害福祉係
	自動車燃料費助成券、タクシー利用券を利用していた	☐		
	心身障害者扶養共済の対象者	☐		
子ども	20 歳未満の児童がいる	☐		
	児童手当を受けている または その対象児童	☐	11 ページ 子どもに関する手当	こども未来課 こども福祉係
	以下いずれかの手当の認定を受けている 児童扶養手当、愛知県遺児手当、瀬戸市遺児修学手当 またはその対象児童	☐		
保育園	保育園入園児の保護者の方	☐	11 ページ 保育園	保育課 保育係

該当事項		該当	ご覧いただく箇所	受付窓口
学校	小・中学生の保護者の方	☐	12ページ 小・中学生一就学援助費 12ページ 小・中学生一通っている 学校でのお手続き	学校教育課 学事係 通っている 学校
	市・県民税、森林環境税が課税されている	☐	13ページ 市・県民税、森林環境税	
税金	原動機付自転車または小型特殊自動車を所有している	☐	13ページ 原動機付自転車、小型特殊 自動車	税務課 市民税係
	軽自動車税が課税されている	☐	13ページ 軽自動車税	
	固定資産を持っている	☐	14ページ 固定資産税	税務課 土地係・家屋償却係
	市税を口座振替で納付している	☐	14ページ 市税を口座振替で納付して いる方	税務課 収納係
市営住宅	市営住宅に入居している	☐	15ページ 市営住宅	財政課 財産係
春雨墓苑墓地等	春雨墓苑墓地を使用する	☐	15～16ページ 春雨墓苑墓地等	環境課 衛生係
	春雨墓苑墓地・一里塚墓地にお骨を納めた	☐		
	春雨墓苑墓地の使用者	☐		
	一里塚墓地の使用者	☐		
その他	ペット（犬）の所有者として登録されている	☐	17ページ ペット（犬）	環境課 衛生係
	くみ取り式トイレを使用している	☐	17ページ くみ取り式トイレ	環境課 ごみ減量係
	農地または森林を所有している	☐	17ページ 農地・森林	農林課 農林係
	水道の使用者（契約者）	☐	18ページ 水道	水道課
	空き家をお持ちの方	☐	18ページ 空き家	都市計画課 建築指導係

該当するかわからない場合、各「ご覧いただく箇所」をご確認の上、各受付窓口にご相談ください。
また、市役所以外での手続きについては、19～20ページをご確認ください。

印鑑登録証

《問い合わせ先・受付窓口》
市民課市民係（北庁舎 1 階）
☎0561-88-2590

故人の印鑑登録証は使用できなくなります。不要であればお持ちください。市民課市民係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でも受け付けています。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	印鑑登録をしていた方が亡くなった場合	返納	《手続きできる方》 どなたでも 《持ち物》 ☐ 故人の印鑑登録証

国民健康保険

《問い合わせ先・受付窓口》
国保年金課給付係（北庁舎 1 階）
☎0561-88-2640

75 歳以上の方（65 歳以上で一定の障害のある方を含む）は、後期高齢者医療制度のページをご覧ください。

国保年金課給付係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でも受け付けています。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	国民健康保険に加入している方が亡くなった場合	資格喪失届 資格確認書等の返納 《受付期限》 14 日以内	《手続きできる方》 ご遺族の方 《持ち物》 ☐ 資格確認書 ※ 世帯主が亡くなった場合は、同じ世帯の加入者全員分。支所で受付の場合、新しい資格確認書等は後日郵便でお送りします。 以下の各証をお持ちの方は、併せて返納してください。 ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 食事療養標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証
☐			葬祭を行った方（喪主）に 5 万円が支給されます。 《手続きできる方》 喪主 《持ち物》 ☐ 喪主の名前が確認できるもの(会葬礼状または領収書等) ☐ 喪主の振込先口座が分かるもの ☐ 委任状（代理申請、代理受領の場合）
☐		葬祭費の支給申請	

社会保険

《問い合わせ先・受付窓口》
各項目をご確認ください。

75 歳以上の方（65 歳以上で一定の障害のある方を含む）は、後期高齢者医療制度のページをご覧ください。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	亡くなられた社会保険加入者と同じ世帯に、国民健康保険の加入者がいない場合 または亡くなられた社会保険加入者が世帯主ではない場合	加入する社会保険またはお勤め先のご担当者様へお問い合わせください。	
☐	亡くなられた社会保険加入者が世帯主であり、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合	国民健康保険の世帯主変更	《持ち物》 ☐ 資格確認書 以下の各証をお持ちの方は、併せて返納してください。 ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 食事療養標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証 《受付窓口》 国保年金課給付係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でも受け付けています。 支所で受付の場合、新しい資格確認書等は後日郵便でお送りします。 《問い合わせ先》 国保年金課給付係（北庁舎 1 階） ☎0561-88-2640

後期高齢者医療制度

《問い合わせ先・受付窓口》

国保年金課医療福祉係（北庁舎 1 階）

☎0561-88-2643

国保年金課医療福祉係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でも受け付けています。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなった場合 ◆次のページに続きます	資格確認書等の返納	《持ち物》 ☐ 資格確認書 以下の各証をお持ちの方は、併せて返納してください。 ☐ 特定疾病療養受療証 ☐ 福祉医療費受給者証

後期高齢者医療制度

《問い合わせ先・受付窓口》

国保年金課医療福祉係（北庁舎1階）

☎0561-88-2643

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	◆前のページ続き 後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなった場合	葬祭費の支給申請	葬祭を行った方(喪主)に5万円が支給されます。 《手続きできる方》 喪主 《持ち物》 ☐ 喪主の名前が確認できるもの(会葬礼状または領収書等) ☐ 喪主の振込先口座が分かるもの ☐ 委任状（代理申請、代理受領の場合）
☐		相続人の口座登録	亡くなられた方に対して支給される給付費や還付される保険料があった場合は、相続人の口座に振り込みされます。 《手続きできる方》 相続人 《持ち物》 ☐ 相続人の振込先口座が分かるもの ☐ 委任状（代理申請、代理受領の場合）
☐	亡くなられた後期高齢者医療制度加入者が世帯主であり、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合	国民健康保険の世帯主変更	《持ち物》 ☐ 資格確認書 以下の各証をお持ちの方は、併せて返納してください。 ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 食事療養標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証 《受付窓口》 国保年金課給付係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でも受け付けています。支所で受付の場合、新しい資格確認書等は後日郵便でお送りします。 《問い合わせ先》 国保年金課給付係（北庁舎1階） ☎0561-88-2640

福祉医療

《問い合わせ先・受付窓口》

国保年金課医療福祉係（北庁舎1階）

☎0561-88-2643

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	子ども医療、心身障害者医療、母子・父子家庭等医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療各受給者証をお持ちの方が亡くなった場合	喪失手続き 受給者証の返納 《受付期限》 速やかに	《持ち物》 ☐ 各医療費受給者証
☐	死別により母子・父子家庭になる方 （18歳まで（18歳に達する日の属する年度末まで）の子がいる場合のみ）	母子・父子家庭等 医療費受給者証 交付申請 （所得制限あり） 《受付期限》 随時	受給資格者であることを確認した日の属する月の初日（ただし、初日において受給資格要件に該当しない場合は、該当となった日）から対象となります。 《持ち物》 事前にお問い合わせください。

難病法に基づく特定医療

《問い合わせ先・受付窓口》

瀬戸保健所

チェック欄	対象	手続・期限等	問い合わせ先
☐	特定医療費受給者証をお持ちの方が亡くなった場合	受給者証の返納	瀬戸保健所 ☎0561-82-2196

年金		《問い合わせ先・受付窓口》 各項目をご確認ください。	
チェック欄	対象	主な手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	国民年金（老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・寡婦年金等）を受給している方が亡くなった場合	未支給年金請求 （老齢基礎、障害基礎、遺族基礎、寡婦年金等） 年金受給権者死亡届	手続き内容および必要な書類等については、「ねんきんダイヤル」または年金事務所へお問い合わせください。 なお、年金事務所窓口でのご相談および受付は、事前に電話予約が必要です。 《問い合わせ先・受付窓口》 「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165 瀬戸年金事務所 ☎0561-83-2412（代表） （音声案内 ①番→②番） 《問い合わせ先》 国保年金課窓口・年金係（北庁舎1階） ☎0561-88-2642
☐	国民年金保険料を納付した人が、年金を受給せずに亡くなった場合	遺族基礎年金請求 寡婦年金請求 死亡一時金請求	手続き内容および必要な書類等については「ねんきんダイヤル」、または年金事務所へお問い合わせください。 なお、年金事務所窓口でのご相談および受付は、事前に電話予約が必要です。 《問い合わせ先・受付窓口》 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 瀬戸年金事務所 ☎0561-83-2412（代表） （音声案内 ①番→②番）
☐	厚生年金に加入・受給している方が亡くなった場合	未支給年金請求 年金受給権者死亡届 遺族厚生年金請求	手続き内容および必要な書類等については「ねんきんダイヤル」、または年金事務所へお問い合わせください。 なお、年金事務所窓口でのご相談および受付は、事前に電話予約が必要です。 《問い合わせ先・受付窓口》 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 瀬戸年金事務所 ☎0561-83-2412（代表） （音声案内 ①番→②番）
☐	共済年金に加入・受給している方が亡くなった場合	加入または受給している共済組合等へお問い合わせください。	
☐	農業者年金に加入・受給している方が亡くなった場合		
☐	恩給を受給している方が亡くなった場合	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。	《問い合わせ先》 総務省恩給相談専用電話 ☎03-5273-1400

介護保険

《問い合わせ先・受付窓口》

高齢者福祉課介護保険料係（北庁舎 2 階）

☎0561-88-2621

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	65 歳以上の方または要介護認定を受けている（認定申請中含む）方が亡くなられた場合	介護保険被保険者証等の返納	《持ち物》 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（認定を受けていた方のみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証（認定を受けていた方のみ） ☐ 相続人の振込先口座が分かるもの
☐		介護保険料の精算	
☐	給付されていない高額介護サービス等がある場合	給付手続	
☐	要介護認定を申請中の方	要介護認定申請取下げ	

障害のある方

《問い合わせ先・受付窓口》

社会福祉課障害福祉係（北庁舎 2 階）

☎0561-88-2612

各手続につき、《手続きできる方》に該当者がいない場合は、お問い合わせください。

※1 マイナンバーが分かるもの…通知カード、個人番号カード、個人番号通知書など（21 ページ参照）

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合	手帳の返納 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 親族または代理人 《持ち物》 ☐ 手帳
☐	自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）をお持ちの方が亡くなられた場合	受給者証の返納	《手続きできる方》 親族または代理人 《持ち物》 ☐ 受給者証
☐	福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合	《受付期限》 速やかに	
☐	愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当等を受給していた方が亡くなられた場合	受給資格の喪失 《受付期限》 速やかに ※届出が遅れますと、すでに振込した分を返還していただくこともありますので、ご注意ください。	《手続きできる方》 親族または代理人 《持ち物》 ☐ 相続人の振込先口座が分かるもの 相続人は、受給者と住民票上同一世帯の配偶者・子・父・母です。別世帯であっても、受給者と同一生計である場合は相続人となる可能性がありますので、お問い合わせください。

◆次のページに続きます

◆前のページ続き

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合	喪失手続 新受給者の新規申請 ※新受給者の新規申請については条件等がございます。詳しくはお問い合わせください。 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 受給者の親族等 《持ち物》 ☐ 受給者及び対象児童のマイナンバーが分かるもの※1 ☐ 対象児童名義の通帳
☐	特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合	喪失または額改定（減額）手続 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 受給者 《持ち物》 ☐ 受給者及び対象児童のマイナンバーが分かるもの※1
☐	自動車燃料費助成券、タクシー利用券を利用していた方が亡くなられた場合	助成券または利用券の返納 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 親族または代理人 《持ち物》 ☐ 助成券または利用券
☐	心身障害者扶養共済の加入者が亡くなられた場合	年金請求 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 年金受給権者、年金管理者 《持ち物》 ☐ 亡くなられた加入者の住民票（除票）の写し ☐ 年金受給権者（障害者）の住民票の写し ☐ 年金受給権者又は年金管理者の振込先口座が分かるもの ☐ 加入証書 ☐ 死亡診断書
☐	心身障害者扶養共済の年金支給開始前に心身障害者が亡くなられた場合	弔慰金請求 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 加入者 《持ち物》 ☐ 亡くなられた心身障害者の住民票（除票）の写し ☐ 加入者の住民票の写し ☐ 加入者の振込先口座が分かるもの ☐ 加入証書
☐	心身障害者扶養共済の対象者（年金受給中の方が亡くなられた場合）	年金支給終了手続 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 年金管理者 《持ち物》 ☐ 亡くなられた心身障害者の住民票（除票）の写し ☐ 年金証書

子どもに関する手当

《問い合わせ先・受付窓口》

こども未来課こども福祉係(北庁舎2階)

☎0561-88-2631

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	18歳以下の児童(一定の障害がある場合は20歳未満)をひとりで監護することになった父または母、あるいは父母に代わって養育することになった方	ひとり親家庭等にかかる手当等の制度説明 《受付期限》 速やかに ※申請する月の翌月分からが手当の対象です。	ひとり親家庭等にかかる手当等の制度説明及び持ち物を説明しますので、お問い合わせください。
☐	児童手当を受けている方、高校生年代までの児童を養育している方、またはその対象児童が亡くなった場合	異動事由に応じて手続きの種類が異なります。 《受付期限》 速やかに	手続きと持ち物については、お問い合わせください。 ※届出が遅れますと、すでに振込した分を返還していただくこともありますので、ご注意ください。
☐	児童扶養手当、愛知県遺児手当、瀬戸市遺児修学手当の認定を受けている方、またはその対象児童が亡くなった場合	異動事由に応じて手続きの種類が異なります。 《受付期限》 速やかに	手続きと持ち物については、お問い合わせください。 ※届出が遅れますと、すでに振込した分を返還していただくこともありますので、ご注意ください。

保育園

《問い合わせ先・受付窓口》

保育課保育係(北庁舎2階)

☎0561-88-2630

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	保育園入園児の保護者の方が亡くなった場合	保育児童台帳の変更 《受付期限》 速やかに ※保育料が変更になる場合、手続きされた月の翌月分からが対象です。	手続きと持ち物については、お問い合わせください。

小・中学生—就学援助費

《問い合わせ先・受付窓口》

学校教育課学事係（南庁舎 3 階）

☎0561-88-2762

お子さんを小中学校へ通学させるうえで、経済的な理由によって給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に援助する事業を行っています。

母子・父子家庭（ひとり親家庭）になり、収入が減少することによって、学校費用の支払いにご不安がある場合は、別途条件に該当すれば、就学援助を受けることができますので、ご相談ください。また、現在既に就学援助を受給している場合は、世帯員及び振込先の変更手続きがございましたので、学校教育課へお越しください。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	児童生徒の保護者の方が亡くなられた場合	就学援助費受給申請（受給を希望する場合） 《受付時期》 随時	《持ち物》 ☐ 本人確認書類 ☐ 振込先口座が分かるもの その他の書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。 《手続きできる方》 (1) 公立小中学校に在籍しており、別途条件に該当するお子様の保護者 (2) 現在就学援助を受給されている方

小・中学生—通っている学校でのお手続き

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	児童生徒の保護者の方が亡くなられた場合	保護者変更連絡	市民課でのお手続き後、市役所からも学校へ保護者の変更について連絡をさせていただきますが、緊急時連絡先の変更等がある場合もございますので、一度学校へご連絡ください。 なお、学校教育課での手続きはありません。
☐	保護者の方が亡くなられたことで銀行口座が使用できなくなり、学校費用の引き落とし口座の変更が必要な場合	引き落とし口座変更	学校へご連絡ください。学校から変更のための書類をお渡しします。

市・県民税、森林環境税

《問い合わせ先・受付窓口》
税務課市民税係（北庁舎 3 階）
☎0561-88-2571

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
□	市・県民税、森林環境税が課税されている方が亡くなった場合	地方税の賦課徴収・還付に関する書類を受領する代表者を相続人の中から選定 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 相続人及び相続人から手続きの委任を受けた代理人 《持ち物》 □ 委任状（代理人の場合）

原動機付自転車、小型特殊自動車

《問い合わせ先・受付窓口》
税務課市民税係（北庁舎 3 階）
☎0561-88-2570

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
□	原動機付自転車（125cc 以下のオートバイ）、小型特殊自動車をお持ちの方が亡くなった場合	所有者の名義変更または廃車 《受付期限》 亡くなった日から 30 日以内（4 月 1 日現在の所有者に課税されます。）	《手続きできる方》 相続人及び相続人から手続きの委任を受けた代理人 《持ち物》 □ お手続きされる方の本人確認書類 □ ナンバープレート（廃車の場合） □ 委任状（代理人の場合） ※標識交付証明書（ない場合は標識番号を確認して手続してください。）

軽自動車税

《問い合わせ先・受付窓口》
税務課市民税係（北庁舎 3 階）
☎0561-88-2570

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
□	軽自動車税が課税されている方が亡くなった場合	軽自動車税の対象となる車両の使用状況確認 《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 相続人及び相続人から手続きの委任を受けた代理人 《持ち物》 委任状（代理人の場合）

※軽二輪、軽三輪、軽四輪の所有者の名義変更または廃車については、20 ページの各所へお問い合わせください。

固定資産税

《問い合わせ先・受付窓口》
税務課土地係（北庁舎 3 階）
☎0561-88-2576
税務課家屋償却係（北庁舎 3 階）
☎0561-88-2575

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	固定資産をお持ちの方が亡くなられた場合	地方税に関する書類を受領する代表者を相続人の中から選定	《手続きできる方》 相続人及び相続人から手続きの委任を受けた代理人 《持ち物》 ☐ 委任状（代理人の場合）
☐	固定資産をお持ちの方が亡くなられ、資産の確認をする方	名寄帳・評価証明書等の交付	《手続きできる方》 相続人及び相続人から手続きの委任を受けた代理人 《持ち物》 ☐ 死亡及び相続関係を確認できる書類（戸籍謄本、遺産分割協議書等） ☐ 委任状（代理人の場合） ※他に必要になる書類がある場合がありますので、手続き前にお問い合わせください。
☐	未登記家屋を所有していた方が亡くなられた場合	所有者変更届	《手続きできる方》 相続人及び相続人から手続きの委任を受けた代理人 《持ち物》 ※相続手続きの種類（法定相続、公正証書遺言等）により必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。 （例）遺産分割の場合 ☐ 被相続人の戸籍謄本（遺産分割協議書がない場合のみ） ☐ 住民票の写し（相続人が市外在住の場合） ☐ 遺産分割協議書もしくは相続による所有者変更に関する承認書 ☐ 印鑑登録証明書（相続人全員分） ☐ 相続関係説明図

市税を口座振替で納付している方

《問い合わせ先・受付窓口》
税務課収納係（北庁舎 3 階）
☎0561-88-2572

チェック欄	対象	手続
☐	市税を口座振替で納付している方が亡くなられた場合	納期限前の市税（市・県民税等、軽自動車税、固定資産税）がある場合は、口座振替から納付書での納付に切り替わるため、納付書を受け取ってください。

市営住宅

《問い合わせ先・受付窓口》
財政課財産係（南庁舎4階）
☎0561-88-2561

チェック欄	対象者	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	市営住宅に入居している方が亡くなった世帯の方	世帯員変更の届出	《手続きできる方》 入居者、親族 ※入居承継の申請または退去手続きをする前にご連絡ください。今後の進め方についてご案内させていただきます。
☐		《受付期限》 速やかに 入居承継の申請	
☐		《受付期限》 速やかに 退去手続き 《受付期限》 速やかに	

春雨墓苑墓地等

《問い合わせ先・受付窓口》
環境課衛生係（南庁舎2階）
☎0561-88-2660

いずれの手続きも、申込みできる方は祖先の祭りを主宰する方です。代理人が手続きする場合は、委任状をご持参ください。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
☐	春雨墓苑墓地を使用したい方	春雨墓苑墓地使用許可の申請手続き	《申込み資格・条件》 申込み時点で、瀬戸市に住民登録があり在住している方 ※現に埋蔵すべき遺骨がない方でも申込みができます。 ※墓地の申込みは1世帯1区画です。すでに使用許可を受けている世帯の方は申込みできません。 ※使用許可後、墓地の使用位置の変更はできませんので、申込みの際には現地を必ず確認してください。
☐	春雨墓苑墓地・一里塚墓地にお骨を納めた方	埋蔵の届出 《受付期限》 焼骨の埋蔵後、速やかに	《持ち物》 ☐ 火葬許可証又は改葬許可証

◆次のページに続きます

春雨墓苑墓地等

《問い合わせ先・受付窓口》
環境課衛生係（南庁舎2階）
☎0561-88-2660

いずれの手続きも、申込みできる方は祖先の祭りを主宰する方です。代理人が手続きする場合は、委任状をご持参ください。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
□	春雨墓苑墓地の利用者が亡くなった場合	春雨墓苑墓地使用権承継許可の申請手続 《受付期限》 速やかに ※利用者が亡くなった日から5年以内に承継がなされないときは、春雨墓苑墓地使用権が消滅する場合があります。	《持ち物》 □ 春雨墓苑墓地使用許可証（紛失した場合は環境課にご相談ください） □ 火葬許可証等の写し（利用者の死亡が確認できるもの。ただし戸籍謄本等で確認できる場合は不要）…1通 □ 戸籍謄本（利用者から承継者までの戸籍上の関係が分かるもの） □ 承継者の住民票の写し（本籍記載）…1通 ※瀬戸市内に住民登録がある場合は不要 ※春雨墓苑環境整備料について、口座振替による支払いを希望する場合は、振込先口座が分かるもの及び通帳使用印を持参してください。
□	一里塚墓地の利用者が亡くなった場合	一里塚墓地使用権承継許可の申請手続 《受付期限》 速やかに	《持ち物》 □ 火葬許可証等の写し（利用者の死亡が確認できるもの。ただし戸籍謄本等で確認できる場合は不要）…1通 □ 戸籍謄本（利用者から承継者までの戸籍上の関係が分かるもの） □ 承継者の住民票の写し（本籍記載）…1通 ※瀬戸市内に住民登録がある場合は不要

ペット（犬）		≪問い合わせ先・受付窓口≫ 環境課衛生係（南庁舎2階） ☎0561-88-2661	
チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
□	犬の所有者として登録されている方が亡くなった場合	犬の登録事項変更届 ≪受付期限≫ 犬の所有者の変更から30日以内	≪手続きできる方≫ 新しい犬の所有者 ※来庁前にお問い合わせください。 ≪持ち物≫ ☐ 犬の登録が分かるもの（鑑札、狂犬病予防注射の案内はがき等）

くみ取り式トイレ		≪問い合わせ先・受付窓口≫ 環境課ごみ減量係（南庁舎2階） ☎0561-88-2674	
チェック欄	対象	手続・受付期限	手続き前にご一読ください
□	くみ取り式トイレをご使用の方が亡くなった場合	変更届・廃止届 ※世帯主・世帯人数の変更が必要です。 ≪受付期限≫ 速やかに	≪手続きできる方≫ 相続関係者 ≪持ち物≫ ☐ ご使用者が分かるもの（し尿処理手数料が記載してあるハガキ等） 電話での手続きも可能です。

※浄化槽管理者が亡くなった場合は、下記へお問い合わせください。

尾張県民事務所環境保全課 ☎052-961-7211

農地・森林		≪問い合わせ先・受付窓口≫ 農林課農林係（南庁舎6階） ☎0561-88-2654	
チェック欄	対象	手続・期限等	手続き前にご一読ください
□	農地をお持ちの方が亡くなった場合	農地の相続等の届出 ≪受付時期≫ 相続後	≪手続きできる方≫ 相続した方 ≪持ち物≫ 不要
□	森林をお持ちの方が亡くなった場合	森林の相続等の届出 ≪受付期限≫ 所有者となった日から90日以内	≪手続きできる方≫ 相続した方 ≪持ち物≫ ☐ 相続したことが分かる書類の写し（土地の登記事項証明書、遺産分割協議書等） ☐ 森林の位置を示す地図

水道

《問い合わせ先・受付窓口》

水道課（南庁舎6階）

☎0561-85-1177

水道に関する手続き使用者（契約者）の方が亡くなられた世帯の方で、「対象者」に該当する場合は、速やかにお手続きしてください。各手続き、すべてどなたでもお手続きできます。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続前にご一読ください
☐	給水中止または中止後に使用者を変更して開始する場合	給水中止・開始	《持ち物》 不要
☐	そのまま継続して水道を利用する場合	使用者変更	電話での手続きも可能です。
☐	水道メーターの所有者を変更する場合	水道権利に関する届出	《持ち物》 ☐ 印鑑（スタンプ印不可）
☐	納付方法を変更する場合（口座振替・コンビニ支払い等）	納付方法変更	《持ち物》 ①口座振替依頼書を利用される方 ☐ 通帳届出印 ☐ 通帳 ②ペイジーを利用される方 印鑑なしでその場ですぐに登録できるサービスです。 ☐ ご利用予定のキャッシュカード※・暗証番号 ☐ ご来庁者の本人確認書類 ※取り扱い金融機関 瀬戸信用金庫、三菱 UFJ 銀行、あいち銀行、名古屋銀行、十六銀行、大垣共立銀行、東海労働金庫、ゆうちょ銀行、あいち尾東農業協同組合 ただし、銀行のキャッシュカードによってはご利用できない場合もあります。

空き家

《問い合わせ先・受付窓口》

都市計画課建築指導係（南庁舎5階）

☎0561-88-2686

建物が空き家になった場合、瀬戸市空き家情報バンクへの登録等をご検討ください。登録をされる方対象の家財処分の補助制度もあります。※空き家情報バンクとは空き家を「貸したい・売りたい人」と「住みたい・使いたい人」をつなぐための自治体中心の情報サービスです。

チェック欄	対象	手続・期限等	手続前にご一読ください
☐	空き家の賃貸や売却を希望する場合	空き家情報バンクへの登録	《持ち物》 空き家の所在地番、建物の情報（床面積、部屋数、設備等）が分かる書類等があるとスムーズです。
☐	空き家の家財処分に對する補助を希望する場合	空き家情報バンクへの登録に合わせて申請	※家財処分の補助に関しては、担当までお問い合わせください
☐	空き家の譲渡所得の3000万円特別控除	特例の適用期限まで（詳しくはお問合せください）	詳しくはお問い合わせください。

市役所以外での手続き

チェック欄	手続きの種類	手続き	問い合わせ先
☐	預貯金口座	口座凍結解除等	各金融機関
☐	生命保険	死亡保険金の請求、 入院保険金の請求等	生命保険会社、または取扱保険代理店
☐	損害保険	名義変更、解約等	損害保険会社、または取扱保険代理店
☐	株式	名義変更等	各証券会社
☐	記名国債（特別弔慰金）	記名変更、償還金受領等	各償還金支払場所
☐	個人向け国債	相続、中途換金等	各金融機関
☐	遺言書	検認、開封等	名古屋家庭裁判所 ☎052-223-2830 ※法務局に保管してある自筆証書遺言書は法務局へお問い合わせください。
☐	相続放棄	相続放棄、限定承認等	名古屋家庭裁判所 ☎052-223-2830
☐	固定・携帯電話	契約継承、解約	各契約会社
☐	インターネット	名義変更、解約	各契約会社
☐	クレジットカード	解約	各契約会社
☐	電気・ガス等	名義変更、解約	各契約会社
☐	ケーブルテレビ	名義変更、解約	各契約会社
☐	NHK 受信料	名義変更、解約	NHK ふれあいセンター ☎0120-15-1515

◆次のページに続きます

◆前のページ続き

チェック欄	手続きの種類	手続き	問い合わせ先
☐	運転免許証	返納	瀬戸警察署 ☎0561-82-0110 ※返納義務はありませんが、返納する場合は必要書類等お問い合わせください。
☐	パスポート	返納	愛知県旅券センター ☎052-563-0236 ※返納義務はありませんが、返納する場合は必要書類等お問い合わせください。
☐	不動産	土地・家屋等移転登記等	名古屋法務局春日井支局 ☎0568-81-3210 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。早めの手続きをお願いします。
☐	国税	相続税 所得税・消費税申告等	尾張瀬戸税務署 ☎0561-82-4111
☐	軽三輪または軽四輪	名義変更、廃車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所 ☎050-3816-1773 ※4月1日現在の所有者に課税されます。
☐	軽二輪（125cc超～250cc以下のオートバイ）または二輪の小型自動車（250cc超のオートバイ）	名義変更、廃車	中部運輸局 愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2048 ※4月1日現在の所有者に課税されます。
☐	普通自動車	名義変更、廃車	中部運輸局 愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2048 ※4月1日現在の所有者に課税されます。

※その他、自動車税に関することは、下記へお問い合わせください。

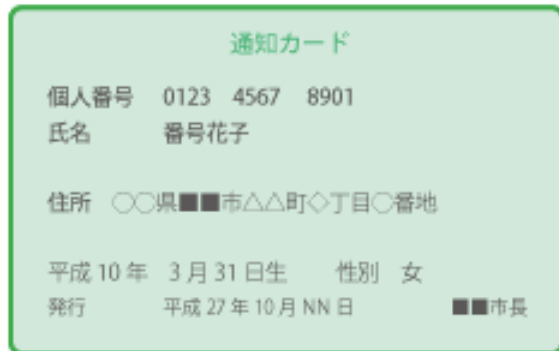
東尾張県税事務所 ☎0568-81-3139

亡くなられた方のマイナンバー

亡くなられた方のマイナンバーを確認する方法は、下記の①～③です。

なお、①～③は再交付できませんので、いずれもお持ちでない場合は、お手続き先にご相談ください。

① 通知カード



マイナンバーをお知らせするために平成27年10月以降、住民票のある住所地に簡易書留で送付されたものです。表面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー等が記載されています。再交付・記載内容等の変更はできません。

② 個人番号カード



ご申請いただいた方に対し、交付されるものです。表面に氏名、住所、生年月日、性別の記載、及び本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されています。

③ 個人番号通知書

令和2年6月10日発行
□□市長

個人番号通知書

個人番号 1234 5678 9012
氏 名 番号 太郎
生年月日 令和2年6月1日

○ 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。

○ 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。

○ 本通知書の再発行は行いません。

マイナンバーカードの申請について

○ マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です。顔写真データを準備のうえ、右記のQRコードを読み取ってください。

○ 郵送によりマイナンバーカードを申請する場合には、同封の封筒と交付申請書をご利用ください。その他の申請方法については同封のパンフレットをご確認ください。

※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【1234 5678 9012 3456 7890 123】です。

○ マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を提示することで、手続が簡素化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同封のパンフレットまたはマイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先: 0120-95-0178
(マイナンバー総合フリーダイヤル)
平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分
(年末年始を除く)

202005121 120000 0000002 00000008 2/9

令和2年5月25日以降に出生や国外からの転入等により、新たにマイナンバーが付番された方の、住民票のある住所地に簡易書留で送付されたものです。書面には、氏名、生年月日、マイナンバー等が記載されています。

